

令和7年7月31日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

標題につきましては、7月1日付で日本医師会より連絡があり、本会「社会保険通報」第939号(7.7.31)P26-27に掲載いたしておりますが、8月より医療機関の窓口におけるご対応が始まりますことから、改めて7月30日付で日本医師会より再周知の連絡がありました。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、多くの市区町村では、本年7月末以降順次、従来の健康保険証の有効期限が到来することになります。

今後、各医療機関においては、有効期限の切れた従来の健康保険証を引き続き持参される患者や、健康保険証の切り替えに伴い通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参される患者等が来院されることも想定されることから、医療機関の窓口で保険資格の確認をする際に混乱が生じる可能性もございます。

このような背景から、今般厚生労働省より、健康保険証の有効期限切れに伴う本年8月以降の暫定的な取扱いが示されております。

暫定的な取扱いの内容といたしましては、下記のとおり、令和8年3月末までの対応として、上記のような患者が来院された際には、10割の負担を求めめるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用として差し支えないものとされております。

つきましては、お手数をおかけいたし誠に恐縮と存じますが、貴会会員へのご周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

令和7年6月27日付 厚生労働省保険局医療課・保険局医療介護連携政策課 事務連絡
「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料」

(別添)

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い

- 【問】多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効するが、
- ・有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者や
 - ・健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者に対しては、どのように受給資格の確認をするのか。

【答】

○受給資格の確認は、受診等の都度、患者本人が提示した情報に基づく資格確認を行う必要があることから、

①患者がマイナンバーカードを利用して電子資格確認を受ける

②患者が保険医療機関等に資格確認書、又は有効期限内の発行済み健康保険証を提出する

のいずれかにより行うことが基本である。

○また、①の資格確認を受けられなかった場合には、

・患者のマイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」(※)か、

・患者のマイナンバーカードとマイナポータルに表示する資格情報画面

によって資格確認を行うことを可能としている。

(※)健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)を有する被保険者に対して健康保険証の有効期限が切れる前までに送付される。書面上はこのお知らせのみでは受診できない旨が通常記載されている。

○しかし、令和7年8月1日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効していくことにより、気がつかずに有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者、健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者が保険医療機関等を訪れることも当面は想定される。

○患者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、こうした場合の移行期の対応として、患者に10割の負担を求めるとはならず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、保険医療機関等の現場における実態を勘案すれば、暫定的な対応として差し支えないものとする。

○こうした移行期における暫定的な対応は、最後に切り替わる自治体の健康保険証の有効期限が令和7年12月1日であることに鑑み、令和8年3月末までの対応とし、あわせて、保険医療機関等から患者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力いただきたい。

以上

◆厚生労働省ウェブサイト

オンライン資格確認について

(医療機関・施術所等、システムベンダ向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html



資格確認書について(マイナ保険証を使わない場合の受診方法)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html

